

島根大学研究・学術情報機構管理委員会規則

(平成25年島大規則第26号)

(平成25年3月14日制定)

[平成30年3月20日最終改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、島根大学研究・学術情報機構規則(平成25年島大規則第25号。以下「機構規則」という。)第8条第2項の規定に基づき、島根大学研究・学術情報機構管理委員会(以下「管理委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 管理委員会は、島根大学研究・学術情報機構(以下「機構」という。)に係る次の事項について審議する。

- 一 管理運営の基本方針に関すること。
- 二 機構規則第4条第1項各号に定めるセンター等の長の推薦に関すること。
- 三 機構規則第5条第2号に定める専任教員の配置計画に関すること。
- 四 予算及び決算に関すること。
- 五 その他機構の管理運営に関する必要な事項

(組織)

第3条 管理委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 機構長
 - 二 機構規則第4条第1項各号に定めるセンター等の長
 - 三 各学部の教員代表の教授 各1名
 - 四 企画部長
 - 五 企画部企画広報情報課長
 - 六 企画部地域連携・研究協力課長
- 2 前項第3号の委員は、学部長及び研究科長の申出に基づき、学長が任命する。
- 3 第1項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第1項第4号から第6号までの委員は、前条第2号及び第3号の事項の審議には加わらないものとする。

(委員長)

第4条 管理委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

- 2 委員長は、管理委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 管理委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

(委員以外の出席)

第6条 管理委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を管理委員会に出席させることができる。

(専門委員会等)

第7条 管理委員会は、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、管理委員会が別に定める。

(事務)

第8条 管理委員会の事務は、企画部地域連携・研究協力課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、管理委員会に関し必要な事項は、管理委員会が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月15日一部改正)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 島根大学学術情報機構管理委員会規則(平成25年島大規則第35号)は廃止する。

附 則 (平成29年3月21日一部改正)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月20日一部改正)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。